

貸 出 金

■貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年9月期			令和6年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	13,914	-	13,914 (1.5)	13,164	-	13,164 (1.4)
証 書 貸 付	921,357	-	921,357 (95.7)	908,084	-	908,084 (95.7)
当 座 貸 越	26,352	-	26,352 (2.7)	26,709	-	26,709 (2.8)
割 引 手 形	1,372	-	1,372 (0.1)	1,120	-	1,120 (0.1)
合 計	962,996	-	962,996 (100.0)	949,079	-	949,079 (100.0)

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年9月期			令和6年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	13,830	-	13,830 (1.4)	13,879	-	13,879 (1.5)
証 書 貸 付	918,169	-	918,169 (95.8)	919,222	-	919,222 (95.7)
当 座 貸 越	25,488	-	25,488 (2.7)	26,022	-	26,022 (2.7)
割 引 手 形	1,344	-	1,344 (0.1)	1,236	-	1,236 (0.1)
合 計	958,832	-	958,832 (100.0)	960,360	-	960,360 (100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年9月期							
貸 出 金	200,453	130,592	110,322	91,145	416,767	13,713	962,996
うち 変 動 金 利		71,382	63,739	58,353	375,216	5,579	
うち 固 定 金 利		59,210	46,582	32,792	41,550	8,134	
令和6年9月期							
貸 出 金	184,186	130,813	111,524	89,206	419,205	14,142	949,079
うち 変 動 金 利		76,889	68,197	61,419	387,994	6,715	
うち 固 定 金 利		53,924	43,327	27,787	31,210	7,426	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年9月期		令和6年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	39,957	4.1	39,105	4.1
農 業、林 業	1,062	0.1	1,030	0.1
漁 業	48	0.0	160	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	170	0.0	153	0.0
建 設 業	31,033	3.2	32,226	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1,167	0.1	1,676	0.2
情 報 通 信 業	1,589	0.2	1,576	0.2
運 輸 業、郵 便 業	9,209	1.0	8,947	0.9
卸 売 業、小 売 業	50,276	5.2	47,776	5.0
金 融 業、保 険 業	10,297	1.1	13,393	1.4
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	56,765	5.9	59,548	6.3
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	11,665	1.2	11,418	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	7,165	0.7	5,653	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	5,809	0.6	5,430	0.6
教 育、学 習 支 援 業	2,915	0.3	3,535	0.4
医 療、福 祉	46,808	4.9	47,111	5.0
サ ー ビ ス 業	9,432	1.0	9,473	1.0
地 方 公 共 団 体	113,269	11.8	95,904	10.1
そ の 他	564,360	58.6	564,965	59.5
合 計	962,996	100.0	949,079	100.0

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和5年9月期	令和6年9月期
有 価 証 券	273	240
債 権	6,264	6,380
商 品	-	-
不 動 産	171,237	175,529
そ の 他	-	-
計	177,775	182,150
保 証	603,409	583,221
信 用	181,811	183,707
合 計	962,996	949,079

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和5年9月期	令和6年9月期
有 価 証 券	-	-
債 権	20	41
商 品	-	-
不 動 産	508	391
そ の 他	-	-
計	528	432
保 証	64	62
信 用	-	-
合 計	593	494

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年9月期		令和6年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	609,905	63.3	621,129	65.4
運 転 資 金	353,091	36.7	327,950	34.6
合 計	962,996	100.0	949,079	100.0

■ 中小企業等向け貸出金

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年9月期	令和6年9月期
中小企業等向け貸出金残高	743,125	758,088
総貸出金に占める割合	77.1	79.8

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年9月期	令和6年9月期
消費者ローン	17,740	18,566
住宅ローン	460,478	471,112
合 計	478,218	489,678

■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年9月期		令和6年9月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	421	23	456	12
個別貸倒引当金	3,596	△ 270	2,588	△ 67
合 計	4,017	△ 247	3,045	△ 55

(注) 増減額は半期中の増減額であります。

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

区 分	令和5年9月期	令和6年9月期
貸出金償却額	15	60

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ リスク管理債権額

リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位：百万円)

区 分	令和5年9月末	令和6年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,068	4,163
危険債権	6,033	7,547
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	66	63
合 計	11,168	11,774
正 常 債 権	955,944	940,823

■ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	令和5年9月末	令和6年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,068	4,163
危険債権	6,033	7,547
要 管 理 債 権	66	63
小 計 (A)	11,168	11,774
正 常 債 権	955,944	940,823
合 計 (総与信) (B)	967,113	952,597
開 示 債 権 比 率 (A)/(B)×100	1.15 %	1.23 %
担保・優良保証(C)	7,002	8,524
貸 倒 引 当 金(D)	3,596	2,589
保 全 率 (C)+(D)/(A)×100	94.90 %	94.39 %

用語のご説明

リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

用語のご説明

金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。